

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	高齢者の福祉に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

基山町は、高齢者の福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県基山町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	高齢者の福祉に関する事務	
②事務の概要	・老人福祉法(昭和33年法律第133号)に基づく高齢者福祉サービスに関する事務 ・番号法においては別表第一に基づき養護老人ホームへの入所等措置又は費用の徴収に関する事務で個人番号を用いる。	
③システムの名称	MCWEL介護保険システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
高齢者台帳ファイル施設措置情報ファイル費用徴収情報ファイル宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法別表第一 第41項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の61,62の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉課	
②所属長の役職名	福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	福祉課 0942-92-7964	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	福祉課 0942-92-7964	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	健康福祉課 健康福祉課長	福祉課 福祉課長	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉課	福祉課 0942-92-7964	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉課	福祉課 0942-92-7964	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	I - 4 - ② 法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の61,62の項	番号法第19条8号、別表第二の61,62の項	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	